

避難所における感染症等感染拡大予防方針

1 基本的な方針

- (1) 避難所において「3つの密(密閉・密集・密接)」をつくらない。
- (2) 避難所にいるすべての者に対して感染予防及び感染拡大防止措置をとる。
- (3) 感染症等の疑いがある避難者へ適切な対応を行う。
- (4) 避難者数に応じて避難所を順次拡大する。

2 具体的な対応策

(1) 避難所における「3つの密」防止

- ・ 避難世帯ごとの居住スペースに一定間隔を設ける(避難者同士の間隔を2m程度確保)。
- ・ 居住スペースの設定には簡易間仕切り等を活用し、間隔確保を徹底する。
- ・ 避難者数の増加に応じて、開放スペースを順次拡大する。
- ・ 避難所施設内のすべての居住スペースで定期的な換気実施を徹底する。
- ・ 避難者に対してフィジカルディスタンス確保に配慮した行動を呼びかける。

(2) 避難所における感染予防及び感染拡大防止措置

- ・ 避難者受付時に検温を行うとともに、口頭にて体調等を確認する。
- ・ 避難者及び対応職員の全員がマスク着用や手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 避難後においても、避難者全員の健康管理を定期的に行う。
- ・ 体調不良者を速やかに把握する。

(3) 感染症等の疑いがある避難者への対応

- ・ 感染症等の疑いがある避難者の待機スペースのほか、トイレや動線をあらかじめ確保し、一般の避難者と重ならないよう配慮する。
- ・ 感染症等の疑いがある者が避難してきた場合や避難者の中から体調不良者が生じた場合は、当該避難者を専用スペースに隔離するとともに、医療機関等への移送調整を行う。

(4) 開設避難所の拡大

- ・ 避難所開設時から十分な避難所数を確保する。
- ・ 各避難所において施設を最大限活用する。
- ・ 開設する避難所は順次拡大する。
- ・ 小中学校以外の市有施設を一時的な避難所として活用する調整を行う。

3 事前の市民周知(避難者自身による感染症感染拡大予防に関する理解と協力)

(1) 事前の備え

- ・ 避難者自身が生活用品や衛生用品を携行して避難する(食糧、水、マスク、消毒液、ウェットティッシュ、体温計等)。
- ・ 各家庭において必要な防災備蓄(品目及び量)を行う。

(2) 避難行動

- ・ 自宅等の災害危険性をあらかじめ把握し、必要な避難行動を決めておく。
- ・ 災害時に自宅で安全を確保できる場合は、在宅避難を優先する。
- ・ 親戚・知人宅等への避難を優先する。

4 対応策実施に向けた体制整備

(1) 自主避難所関係

- ・ 避難所運営に関する研修を実施(6月下旬)

(2) 指定避難所関係

- ・ 避難所担当職員を対象にした避難所開設訓練を実施(6月下旬)
- ・ 避難所担当職員による避難所現地での初動対応訓練を実施(7月)
- ・ 各部応援職員を対象にした避難所関係研修を実施(7月)

(3) 防災備蓄の充実

- ・ 生活環境整備のための資機材の配備(段ボールベッド及び簡易間仕切り)
- ・ 感染症予防対策キットをすべての指定避難所、自主避難所及び福祉避難所に配備

5 市民周知の実施

- ・ 広報まえばし、市ホームページ、まえばしシティFM 等において周知を行う。
- ・ 自主防災訓練や防災出前講座等に関する連絡を通じてすべての自治会へ周知を行う。

参考:防災備蓄の内容

(1) 生活環境整備のための資機材

段ボールベッド及び簡易間仕切りを下記の場所に配備予定

風水害時初動開設指定避難所(洪水災害 26 校) ※防災倉庫内に配備 桃井小、中川小、若宮小、天川小、第一中、第三中、みずき中、第五中、広瀬小、山王小、わかば小、第七中、広瀬中、芳賀中、桂萱東小、桂萱中、東中、箱田中、桃川小、鎌倉中、二之宮小、木瀬中、荒砥中、大胡小、大胡東小、時沢小	段ボールベッド各5ケ、 簡易間仕切り各9ケ
風水害時初動開設指定避難所(土砂災害 4 箇所) 大胡公民館、宮城公民館、粕川支所、富士見公民館	
防災拠点倉庫(2 箇所) 西消防署防災倉庫、総合福祉会館倉庫 (備蓄品イメージ:段ボールベッド) (備蓄品イメージ:簡易間仕切り)	段ボールベッド計75ケ、 簡易間仕切り計51ケ



(2) 感染症予防対策キット

下記品目を指定避難所(小中学校等)、自主避難所及び福祉避難所(市有施設)に配備予定

<p>《専用収納ケースに保管》 手指消毒剤、洗浄除菌ワイパー(ウェットティッシュ)、使い捨て手袋(ビニール)、 ゴム手袋、保護ゴーグル、体温計(非接触型)、 フェイスシールド(自作)、防護服(自作)</p>
--

※その他、マスクを防災倉庫内に保管済み